

第9回定時株主総会招集ご通知における

インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第9期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

オンキヨー株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
会社法に基づく新株予約権及び新株予約権付社債に関する事項は、次のとおりであります。
① 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第5回新株予約権

決議年月日	2019年3月1日
新株予約権の総数	29,449,800個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は29,449,800株（新株予約権1個当たり1株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金0.17円
新株予約権の払込期日	2019年3月18日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初50円（注2）（注3）（注6（2））
新株予約権の行使期間	2019年3月19日から 2020年4月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注4） 資本組入額（注5）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は29,449,800株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日（当日を含む。）から起算して、1取引日が経過する毎に修正される。（注）2. に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各取引日に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、（注）3. (2) に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注) 3. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注) 3. (2)①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注) 3. (2)①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(注)3.(2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) (注)2.及び(注)3.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は29,449,800株、割当株式数((注)1.に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
- ① 修正の基準
本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日(当日を含む。)から起算して、1取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、各取引日に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。

② 修正の頻度

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日（当日を含む。）から起算して、1取引日が経過する毎に修正される。

(3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限

① 下限行使価額は当初28円とする。但し、(注)3.の規定を準用して調整される。

② 割当株式数の上限29,449,800株(2019年3月1日現在の普通株式の発行済株式総数の26.40%)

(4) 当社取締役会の決議などにより本新株予約権の全部取得を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当先は、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、本新株予約権については原則としてその242取引日目（当日を含む。）（以下、「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下、「全部コミット期間」といいます。）に、割当先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

また、本新株予約権について、割当先は、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、原則としてその122価格算定日目（当日を含む。）（以下「第5回前半コミット期限」といいます。）までの期間（以下「第5回前半コミット期間」といいます。）に、8,000,000株相当分以上の本新株予約権を行使することを約します。

コミット期間延長取引日（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、本新株予約権に関する全部コミット期限は2020年3月19日（本新株予約権の払込期日の翌日から起算して242取引日目）であり、第5回前半コミット期限は2019年9月18日（本新株予約権の払込期日の翌日から起算して122取引日目）ですが、上記期間内のいずれかの取引日がコミット期間延長取引日に該当した場合、コミット期間延長取引日が1回発生する毎に、これらの各期間は1取引日ずつ延長されることとなります（但し、かかる延長は合計20取引日を上限とします。）。

「コミット期間延長取引日」とは、以下のいずれかの事象が生じている取引日をいいます。

(a) 取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合

(b) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

(c) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）

(d) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット期間延長取引日の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当先のコミットは消滅します。

また、第5回前半コミット期間中において、コミット期間延長取引日の発生に伴う第5回前半コミット期間の延長が5回を超えて発生した場合、第5回前半コミットに係る割当先のコミットは消滅します。コミットが消滅した場合には、速やかに別途開示を行います。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、払込期日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日（当日を含みません。）から起算して、1取引日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各取引日に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額に修正されます。修正価額の算出に際しましては、割当先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、これらの修正条項に従って計算された価額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は、28円に設定していますが、(注)3.の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当先と当社間で議論の上決定したものであります。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社は1,500万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先と貸株契約を締結しております（貸借期間：最大18ヶ月、貸借料率1.5-3.0%）。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

7. 本新株予約権は2019年3月31日時点において、3,600,000個の新株予約権行使が完了しております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年3月1日
新株予約権の総数	9,000,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の総数は9,000,000株（新株予約権1個当たり1株）とする。（注1）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり金0.40円
新株予約権の払込期日	2019年3月18日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	当初50円（注2）（注3）（注6（2））
新株予約権の行使期間	2019年3月19日から 2020年10月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格（注4） 資本組入額（注5）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注） 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は9,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株）とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日（当日を含む。）から起算して、3ヶ月が経過する毎に修正される。（注）2. に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して3ヶ月後の応当日（応当日が存在しない場合には、当該月の最終日）に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。

3. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、（注）3. (2) に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① (注) 3. (4)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに(注) 3. (4)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ (注) 3. (2)①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、(注) 3. (2)①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により 当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、(注) 3. (2)⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、(注)3.(2)②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) (注)3.(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) (注)3.(2)の規定にかかわらず、(注)3.(2)に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が(注)2.に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) (注)2.及び(注)3.に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、(注)3.(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
6. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は9,000,000株、割当株式数((注)1.に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」欄に定義する。)が修正されても変化しない(但し、(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
 - (2) 行使価額の修正の基準及び頻度
 - ① 修正の基準
本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日(当日を含む。)から起算して、3ヶ月が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して3ヶ月後の応当日(応当日が存在しない場合には、当該月の最終日)に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額(但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。))を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。
 - ② 修正の頻度
行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日(当日を含む。)から起算して、3ヶ月が経過する毎に修正される。
 - (3) 行使価額の下限及び割当株式数の上限
 - ① 下限行使価額は当初28円とする。但し、(注)3.の規定を準用して調整される。
 - ② 割当株式数の上限9,000,000株(2019年3月1日現在の普通株式の発行済株式総数の8.07%)

(4) 当社取締役会の決議などにより本新株予約権の全部取得を可能とする旨の条項はありません。

(5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当先は、本新株予約権の払込期日の翌日（当日を含む。）から、本新株予約権については原則としてその18ヶ月後の日（当日を含む。）（以下、「全部コミット期限」といいます。）までの期間（以下、「全部コミット期間」といいます。）に、割当先が保有する本新株予約権の全てを行使することを約します。

コミット期間延長取引日（以下に定義します。）が発生しないと仮定した場合、本新株予約権に関する全部コミット期限は2020年9月18日でありますが、上記期間内のいずれかの取引日がコミット期間延長取引日に該当した場合、コミット期間延長取引日が1回発生する毎に、これらの各期間は1取引日ずつ延長されることとなります（但し、かかる延長は合計20取引日を上限とします。）。

「コミット期間延長取引日」とは、以下のいずれかの事象が生じている取引日をいいます。

(a) 取引所の発表する当社普通株式の終値が、当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合

(b) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合

(c) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）

(d) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）とします。）

<コミット条項の消滅>

全部コミット期間中において、コミット期間延長取引日の発生に伴う全部コミット期間の延長が20回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当先のコミットは消滅します。

コミットが消滅した場合には、速やかに別途開示を行います。

なお、コミットの消滅後も、割当先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、払込期日の翌取引日に初回の修正がなされ、同日（当日を含みます。）から起算して、3ヶ月が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して3ヶ月後の応答日（応答日が存在しない場合には、当該月の最終日）に、直前の取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切上げた額にそれぞれ修正されます。修正価額の算出に際しましては、割当先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を10%として計算することとしました。但し、これらの修正条項に従って計算された価額が本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は、28円に設定していますが、(注)3.の規定を準用して調整されます。下限行使価額の水準については、割当先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当先と当社間で議論の上決定したものであります。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(7) 当社の株券の貸借に関する事項についての割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社大株主であるオーエス・ホールディング株式会社は1,500万株を上限として、その保有する当社普通株式について、割当先と貸株契約を締結しております（貸借期間：最大18ヶ月、貸借料率1.5-3.0%）。

割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付けを除き、本件に関わる空売りを目的とする当社普通株式の借株は行いません。

②その他新株予約権等の状況

2017年10月27日付にて発行した第4回新株予約権については、2019年8月6日付にて取得し消却しております。

③当事業年度中に会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、ございません。

④その他新株予約権付社債の状況

2017年10月27日付にて発行した第5回無担保転換社債型新株予約権付社債については2019年3月15日付にて取得し消却しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）は、全世界で、全ての法律と秩序を守り、社会的良心をもって行動し、公正な競争を通じて適正な利潤を追求し、全ての利害関係者と社会や環境に有用な企業であり続けるよう努力する。

- a. 取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- b. 代表取締役社長は、社内規則に則り取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
- c. 取締役は、取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- d. 使用人は、社内規則等に従い適正な業務執行の徹底と監督を行い、問題があった場合は社内規則に則り適正に処分される。
- e. 取締役及び使用人の職務執行状況並びに使用人の業務執行についての監査
 - ・取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - ・使用人の業務執行状況は、業務執行部門から独立した監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。
- f. コンプライアンスについての通報相談を受け付ける通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利益取扱いを防止する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- b. 法令又は取引所適時開示規則に則り情報開示を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループはリスクマネジメント管理体制を整備し、リスクマネジメント担当役員は各部門のリスクマネジメント業務を統括し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制その他の重要事項を決定する。
- b. リスクマネジメントの担当部門を定め、各部門におけるリスクマネジメント体制の整備を支援し、全社的な視点から部門横断的なリスクマネジメント体制の整備を推進する。
- c. 各部門の長である執行役員及び使用人は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。
- d. 当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備えるとともに事業の継続を確保するため、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応を行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- b. 代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため、取締役を兼務する執行役員により構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置する。
- c. 取締役会は経営理念の下に当社グループの経営目標・予算を策定し、代表取締役社長以下執行役員はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

⑤当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 社内規則に従い、子会社管理の所管部門の総括の下、各部門がそれぞれ担当する子会社の管理を行う。また子会社は重要な職務執行について当社に報告するための体制を取る。
- b. 子会社の取締役又は監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
- c. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、適切な内部統制システムを、当社の指導・支援のもと整備することとする。

⑥監査役の監査体制を実効化するための関連事項の整備

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・内部監査室は、必要に応じて監査役会から業務調査の委嘱を受け、監査役の職務を補助し、総務担当部門は監査役会の事務を補助する。また、監査役の補助を担当する使用人が監査役から指示を受けた場合に備え、その指揮命令に従う体制を整備する。
 - ・監査役会が監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことの要請を行ったときは関係取締役と協議の上、設置することが出来る。
 - ・上記補助者の人事異動・評価を行う場合は、監査役会の同意を要するものとする。
- b. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の定める監査役会規程及び監査役監査基準に従い、職務執行に関して、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令・定款に違反する重大な事実、その他監査役が求める報告及び情報提供を行わなければならない。
 - ・上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知する。
- c. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人は、監査役による個別ヒアリングの機会を設けるとともに、職務執行を確保する上で必要な、取締役会等の重要会議への出席及び稟議書等の重要資料の閲覧を確保する。
 - ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、それぞれ随時に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
 - ・監査役がその職務の執行について発生する費用の前払い等の請求を行った場合は、速やかにその費用又は債務の処理を行う。

⑦反社会的勢力排除に向けた社内体制の確保

- a. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備を担当する部門を定め、全社における体制の整備を推進する。
- b. 反社会的勢力に関する情報の収集や、外部の専門機関との連携を行い、対応マニュアルを整備し、定期的に見直す。
- c. 社内体制の整備を担当する部門は、反社会的勢力排除に向けた対応マニュアルを全社に周知徹底し、組織的に対応する体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当社グループの取締役及び使用人による職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「オンキヨーグループ企業行動憲章」その他社内規程を制定し、周知徹底を図っております。
- ② 法令及び定款に適合した企業行動・組織運営体制を確保するため「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループ全体のコンプライアンスへの取組みを推進しています。
- ③ 新人研修、管理職研修等において当社グループの役職員に対するコンプライアンスに関する教育を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っています。
- ④ 当社グループのコンプライアンス上の問題の未然防止及び早期発見、是正を行うため、「公益通報規程」に基づき内部通報窓口を設け、取締役及び使用人への周知徹底を行うとともに、通報・相談したことを理由として不利益な取扱いを行わないなど、適切に運用しています。
- ⑤ 「稟議規程」に基づき、子会社で必要とされる決裁内容に応じ、子会社から親会社である当社へ事前申請及び当社による承認を行うことで子会社の業務の適正を確保しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日残高	5,792	5,235	△10,362	△53	611
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	398	398			797
親会社株主に帰属する当期純利益			34		34
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△58			△58
土地再評価差額金の取崩			342		342
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	398	340	377	△0	1,117
2019年3月31日残高	6,191	5,575	△9,984	△53	1,728

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計
2018年4月1日残高	493	342	783	1,620
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				
親会社株主に帰属する当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				
土地再評価差額金の取崩		△342		△342
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△515	-	△222	△737
連結会計年度中の変動額合計	△515	△342	△222	△1,080
2019年3月31日残高	△22	-	561	539

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
2018年4月1日残高	3	466	2,701
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			797
親会社株主に帰属する当期純利益			34
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			△58
土地再評価差額金の取崩			-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4	△169	△902
連結会計年度中の変動額合計	4	△169	△128
2019年3月31日残高	7	296	2,572

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

連結注記表

1. [継続企業の前提に関する注記]

当社グループは、2013年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても1,676百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が2019年3月末現在で3,874百万円存在しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは構造改革による固定費削減や、設計・生産・販売までの徹底した効率化を行い、また欧州子会社の事業譲渡によって運転資金の改善を図る等、財務基盤の強化を進めてまいりました。

さらに、将来の成長に向けた収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改革を図るため、経営改善施策として事業ポートフォリオの見直しを進めてまいりました。その結果、十分な運転資金を確保し、支払遅延の速やかな解消、既存借入金の返済、及び事業再生に向けたデジタルライフ事業・OEM事業への集中投資を図ることが、当社の持続的な成長にとって最適な選択肢であると判断し、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。本株式譲渡及び本事業譲渡の概要については、「連結計算書類、連結注記表、10. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

さらに当該財務体質の改善をより確実なものとするために、積極的なエクイティファイナンスを実施すべく、現在特定の相手先と協議を行っております。

なお、主要な仕入取引先や借入先に対しては、本施策について丁寧な説明を行い、相手先からは概ね良好な反応を得られております。

また、注力するデジタルライフ事業、OEM事業につきましては、以下の施策を遂行することで収益性の改善を図り、成長の柱となるよう経営資源を集中してまいります。

・デジタルライフ事業での商品販売戦略の再構築

高付加価値モデルの伸長が大きいヘッドホン事業を基軸としながら、構造改革による固定費削減に加え、更なる効率化を推進してまいります。多様化するモバイルオーディオ市場のニーズを捉え、カスタムイヤーマニターやワイヤレスタイプのヘッドホン・イヤホン、補聴器や集音器をラインナップする聴こえサポート商品、さらに人気アニメやファッションとのコラボレーションモデル等の販売を強化しております。聴こえサポート商品では、2019年2月にオンキヨーブランドの耳あな型補聴器を市場に導入し、新たな販売チャネルのアプローチを進めております。

また2019年1月には、ゲーミング及びeスポーツ市場に向けた新ブランド「SHIDO」を発表し、ゲームサウンドに関するデバイスの各機能を見直したゲーミングヘッドセットとUSBコントロールアンプの開発を行いました。SNSを中心にした情報発信やショールーム「ONKYO BASE」を活用した開発サンプルの体験ブースの設置、販売もクラウドファンディングによる先行販売を企画するなど、新規市場・顧客の開拓を推進しております。

・OEM事業の拡大

今後はインド合弁会社の生産体制の整備による操業度ロスの解消を見込んでおります。インドビジネスにおいては新規受注が着実に進んでおり、生産規模の向上と売上規模の拡大が見込まれ、大幅な損益改善を計画しております。

車載スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカー、及び加振器をはじめとする新規分野での販売拡大を進めてまいります。また、構造改革による固定費削減や経営資源の最適化を進め、機動力の高い事業展開を図ってまいります。新規分野では、AI/IoT化する生活用品・家電製品のソリューション開発に取り組み、加振器と音声技術を組み合わせた用途提案等を通じて、顧客ニーズの獲得と販売拡大を推進してまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図っておりますが、当社定時株主総会における本株式譲渡及び本事業譲渡に関する議案の決議前であること、また、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

2. [連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記]

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

11社

主要な連結子会社の名称

オンキヨー&パイオニア(株)、オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン(株)、オンキヨースポーツ(株)、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.、Pioneer & Onkyo Europe GmbH、Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、安橋(上海)商貿有限公司、広州安橋音響有限公司、Minda Onkyo India Private Limited

上記のうち、オンキヨースポーツ(株)については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、オンキヨーディベロップメント&マニュファクチャリング(株)の株式を譲渡したことにより、オンキヨーディベロップメント&マニュファクチャリング(株)及びその子会社である中山福朗声紙盆有限公司、オンキヨー&パイオニアイノベーションズ(株)は商号をODSコミュニケーションサービス(株)に変更した後に、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数

5社

持分法適用の関連会社の名称

ティアックオンキョーソリューションズ(株)、Moneual Onkyo Lifestyle Inc.、(株)CO3、S&O ELECTRONICS (MALAYSIA)SDN. BHD.、FLEXI ACOUSTICS SDN. BHD.

プラス産業(株)については、当連結会計年度において株式を売却したことにより、関連会社でなくなったため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.、Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.、上海安橋電子有限公司、安橋（上海）商貿有限公司、広州安橋音響有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたり、当該連結子会社については、同決算日現在の財務諸表を使用しております。但し、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの ……

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ. 時価のないもの ……

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） ……

定率法

(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、在外連結子会社および一部国内連結子会社は主として定額法によっております。

主な耐用年数

	建物及び構築物	15年～45年
	機械装置及び運搬具	7年～11年
	工具、器具及び備品	2年～20年
②	無形固定資産（リース資産を除く） ……	定額法
③	リース資産 ……	定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社および国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また在外連結子会社は主として、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品のアフターサービスによる費用の支出に備えるため、売上高を基準として過去の実績率に基づいて計上しております。また、個別に発生額を見積もることができる費用については、当該金額を計上しております。

③ リサイクル費用引当金

PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(4) その他の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. [会計方針の変更に関する注記]

(たな卸資産の評価方法の変更)

当企業グループにおけるたな卸資産の評価方法は、従来、主として総平均法による原価法を採用していましたが、当連結会計年度の期首より主として移動平均法による原価法に変更しました。

この変更は製品ライフサイクルの短いデジタルライフ事業の拡大を受け、仕入価格の変動を適時に期間損益計算及びたな卸資産の評価に反映させることを目的としており、新たに導入した新基幹システムの本稼働を契機として行うものであります。

なお、当該変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

4. [表示方法の変更に関する注記]

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

5. [連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産

売掛金	3,066百万円
たな卸資産	1,967百万円
建物及び構築物	101百万円
無形固定資産	38百万円
投資有価証券	<u>723百万円</u>
計	<u>5,896百万円</u>

担保対応債務

短期借入金	3,422百万円
長期借入金	107百万円
買掛金	<u>2,929百万円</u>
計	<u>6,458百万円</u>

(注) 上記のほか、ODSコミュニケーションサービス株式会社(以下、OCSとする)の建物及び附属設備、構築物、土地が上記借入金の担保に供されております。

なお、当社はOCSに対してその他投資資産274百万円を有しており、上記借入金の担保提供期間においては、当該資産は支払留保されることとなります。

2. 有形固定資産減価償却累計額 4,780百万円

3. 財務制限条項

当社の借入金には以下の財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、貸付人の請求により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、元本および利息を支払うこととなっております。

① 短期借入金 2,540百万円

i) 借入金残高が担保価値の175%を超えないこと。

② 短期借入金 370百万円

i) 毎月最終営業日時点における手元流動性が7億円(ただし、担保評価額が貸付人の元本残高額を下回った場合において、貸付人の指示により担保不足額が加算される場合は当該加算後の金額)を下回らないよう維持するものとする。

ii) 借入人が本契約に基づく債務以外の債務(社債を含む)について期限の利益を喪失しないこと。

6. [連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末株式数 (株)
普通株式	115, 150, 195

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

株式の種類	当連結会計年度末株式数 (株)
普通株式	34, 849, 800

7. [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、製品保証引当金および減価償却超過額等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、在外子会社の留保利益であります。なお、繰延税金資産の一部に対して評価性引当額を設定しております。

8. [金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入および社債により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	1,478	1,478	-
(2) 受取手形及び売掛金	12,182		
貸倒引当金 (*2)	△ 531		
	11,789	11,789	-
(3) 未収入金	788	788	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	183	183	-
(5) 支払手形及び買掛金	(8,736)	(8,736)	-
(6) 短期借入金	(4,160)	(4,160)	-
(7) 未払金	(3,003)	(3,003)	-
(8) 長期借入金	(367)	(336)	(30)
(9) リース債務 (*3)	(46)	(46)	(0)

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*3) リース債務には1年以内に返済予定のものを含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金は「(8) 長期借入金」に含めております。

(8) 長期借入金、(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れ又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,490 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

9. [1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	19円77銭
1株当たり当期純利益	0円32銭

10. [重要な後発事象に関する注記]

(重要な子会社の異動及び事業の譲渡)

当社は、2019年5月21日開催の当社取締役会において、Viper Holdings Corporation に、当社連結子会社であるオンキヨー&パイオニア株式会社及びその子会社である ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.、同じく当社連結子会社であるオンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン株式会社の当社保有全株式を譲渡すること、並びに当社連結子会社である Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. 及び安橋（上海）商貿有限公司の事業の一部を譲渡することに関する契約締結を行うことを決議し、同日付で契約を締結しております。

なお、ホームAV事業譲渡後も、オンキヨーブランドは当社所有となります。当該ホームAV製品に対するライセンス供与や事業継続の詳細手続き等に係る契約を締結し、当社と協議のもと Sound United LLC がホームAV事業を継続していくこととなります。

1. 譲渡の理由

めまぐるしく変化する昨今のAV市場において、AI/IoT時代を見据えた先進技術や、多様化するユーザーニーズを的確に捉えた製品戦略を実行することを喫緊かつ重要な課題として取り組む中、ヘッドホンをはじめとするデジタルライフ事業や法人を対象とするOEM事業は今後大きく成長が見込まれることから、当社はこの2つの事業に経営資源を集中していくこと、ホームAV事業はSound United LLC にてグローバルに展開していくことが、両社のさらなる発展に大きく寄与するものと判断し、決定いたしました。

2. 譲渡する相手会社の名称

Sound United LLC またはその持株会社である Viper Holdings Corporation

3. 譲渡の時期

2019年7月1日（予定）

譲渡契約上、2019年11月30日までに譲渡することとされており、当社は2019年7月1日に譲渡を終えるよう調整を図っておりますが、関係者間の調整が整わない場合、その時期は変更となる可能性があります。

4. 譲渡の概要

(1) 異動する子会社

オンキヨー&パイオニア株式会社

オンキヨー&パイオニアマーケティングジャパン株式会社

ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD.

(2) 譲渡する事業

Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. 及び安橋（上海）商貿有限公司の行うホームAV製品の販売に関する事業

(3) 譲渡する資産、負債の額

譲渡事業に付随する資産、負債を精査の上譲渡します。

(4) 譲渡価額及び決済方法

本株式譲渡及び本事業譲渡の譲渡価額： 75 百万 USD（約 8,175 百万円）

決済方法は現金による決済を予定しています。

5. 譲渡する事業が含まれている報告セグメントの名称

AV事業

6. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡する事業に係る損益の概算額（非監査）

売上高 29,875 百万円

（借入金の繰上返済について）

当社は、2019年3月1日の取締役会で変更契約締結を決議しております借入につきまして、2019年5月24日までに一部繰上返済いたしました。

(1) 借入先	EVO TURN-AROUND, INC.
(2) 借入金額	24.2 百万 USD（約 2,695 百万円）
(3) 借入実行日	2018年8月6日
(4) 返済期日	2019年12月18日
(5) 繰上返済日及び金額	① 2019年4月17日：1百万USD
(注)	② 2019年4月19日：1百万USD
	③ 2019年4月26日：1百万USD
	④ 2019年5月16日：1百万USD
	⑤ 2019年5月22日：1百万USD
	⑥ 2019年5月23日：1百万USD
(6) 年利	1.0%
(7) 資金使途	運転資金及び負債返済

（注）2019年3月31日までに1.3百万USDを繰上返済致しました。

11. [その他の注記]

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

会社	主な用途	種類	減損損失
オンキヨー株式会社 (大阪府寝屋川市)	共用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品、リース資産、 建設仮勘定、無形固定資産	450
オンキヨー&パイオニア株式会社 (東京都墨田区)	AV事業用資産	工具、器具及び備品	26
オンキョースポーツ株式会社 (東京都墨田区)	デジタルライフ 事業用資産	建設仮勘定、無形固定資産	15
Pioneer & Onkyo U.S.A. Corporation (アメリカ カリフォルニア州)	デジタルライフ 事業用資産	機械装置、工具、器具及び備品	0
Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd. (中国 香港)	AV事業用資産	機械装置、工具、器具及び備品	5
安橋(上海)商貿有限公司 (中国 上海)	AV事業用資産	機械装置、工具、器具及び備品、 建設仮勘定、無形固定資産	16
Pioneer & Onkyo Europe GmbH (ドイツ バイエرن州)	OEM事業用資産	工具、器具及び備品、無形固定資産	38
ONKYO ASIA ELECTRONICS SDN. BHD. (マレーシア セランゴール州)	AV事業用資産	機械装置、車両運搬具、 工具、器具及び備品、建設仮勘定	72
広州安橋音響有限公司 (中国 広州)	OEM事業用資産	機械装置、工具、器具及び備品、 リース資産、建設仮勘定、 無形固定資産	101
Minda Onkyo India Private Limited (インド ニューデリー)	OEM事業用資産	建物及び構築物、機械装置、 工具、器具及び備品	140
計			867

当社グループは、原則として、事業用資産については会社を基準としてグルーピングを行っております。

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を共有資産を含む全社単位で検討し、帳簿価格を回収可能額まで減損し、当該減少額を減損損失(867百万円)として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物及び構築物 134 百万円、機械装置 179 百万円、車両運搬具 2 百万円、工具、器具及び備品 131 百万円、リース資産 15 百万円、建設仮勘定 32 百万円、無形固定資産 370 百万円であります。

なお、回収可能価格は、正味売却価格により測定しており、売却見込額等合理的な見積りにより算定しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
				固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
2018年4月1日残高	5,792	5,128	5,128	1,484	△12,213	△10,729	△53	138
事業年度中の変動額								
新株の発行	398	398	398					797
当期純利益					95	95		95
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							0	0
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				△1,484	1,484	-		-
土地再評価差額金の取崩					342	342		342
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	398	398	398	△1,484	1,922	438	△0	1,235
2019年3月31日残高	6,191	5,527	5,527	-	△10,290	△10,290	△53	1,373

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2018年4月1日残高	423	342	766	3	907
事業年度中の変動額					
新株の発行					797
当期純利益					95
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					0
固定資産圧縮特別勘定積立 金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩		△342	△342		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△469	-	△469	4	△464
事業年度中の変動額合計	△469	△342	△812	4	427
2019年3月31日残高	△46	-	△46	7	1,335

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて、表示しております。

個別注記表

1. [継続企業の前提に関する注記]

当社は、2017年度より経常損失が継続しており、当事業年度においても309百万円の経常損失を計上しております。また、取引先に対する営業債務の支払遅延が2019年3月末現在で1,035百万円存在しております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していません。

当該状況を早期に解消するため、当社グループは構造改革による固定費削減や、設計・生産・販売までの徹底した効率化を行い、また欧州子会社の事業譲渡によって運転資金の改善を図る等、財務基盤の強化を進めてまいりました。

さらに、将来の成長に向けた収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改革を図るため、経営改善施策として事業ポートフォリオの見直しを進めてまいりました。その結果、十分な運転資金を確保し、支払遅延の速やかな解消、既存借入金の返済、及び事業再生に向けたデジタルライフ事業・OEM事業への集中投資を図ることが、当社の持続的な成長にとって最適な選択肢であると判断し、2019年5月21日付にて当社ホームAV事業の譲渡契約を締結いたしました。本株式譲渡及び本事業譲渡の概要については、「連結計算書類、連結注記表、10. 重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

さらに当該財務体質の改善をより確実なものとするために、積極的なエクイティファイナンスを実施すべく、現在特定の相手先と協議を行っております。

なお、主要な仕入取引先や借入先に対しては、本施策について丁寧な説明を行い、相手先からは概ね良好な反応を得られております。

また、注力するデジタルライフ事業、OEM事業等につきましては、以下の施策を遂行することで収益性の改善を図り、成長の柱となるよう経営資源を集中してまいります。

・デジタルライフ事業での商品販売戦略の再構築

高付加価値モデルの伸長が大きいヘッドホン事業を基軸としながら、構造改革による固定費削減に加え、更なる効率化を推進してまいります。多様化するモバイルオーディオ市場のニーズを捉え、カスタムインイヤーモニターやワイヤレスタイプのヘッドホン・イヤホン、補聴器や集音器をラインナップする聴こえサポート商品、さらに人気アニメやファッションとのコラボレーションモデル等の販売を強化しております。聴こえサポート商品では、2019年2月にオンキヨーブランドの耳あな型補聴器を市場に導入し、新たな販売チャネルのアプローチを進めております。

また2019年1月には、ゲーミング及びeスポーツ市場に向けた新ブランド「SHIDO」を発表し、ゲームサウンドに関するデバイスの各機能を見直したゲーミングヘッドセットとUSBコントロールアンプの開発を行いました。SNSを中心にした情報発信やショールーム「ONKYO BASE」を活用した開発サンプルの体験ブースの設置、販売もクラウドファンディングによる先行販売を企画するなど、新規市場・顧客の開拓を推進しております。

・OEM事業の拡大

今後はインド合弁会社の生産体制の整備による操業度ロスの解消を見込んでおります。インドビジネスにおいては新規受注が着実に進んでおり、生産規模の向上と売上規模の拡大が見込まれ、大幅な損益改善を計画しております。

車載スピーカーや「Sound by Onkyo」などのサブブランドを付したテレビ用スピーカー、及び加振器をはじめとする新規分野での販売拡大を進めてまいります。また、構造改革による固定費削減や経営資源の最適化を進め、機動力の高い事業展開を図ってまいります。新規分野では、AI/IoT化する生活用品・家電製品のソリューション開発に取り組み、加振器と音声技術を組み合わせた用途提案等を通じて、顧客ニーズの獲得と販売拡大を推進してまいります。

以上のような改善施策の実行により、グループ全体での事業の選択と集中を進め、収益力及び財務体質の改善を図っておりますが、当社定時株主総会における本株式譲渡及び本事業譲渡に関する議案の決議前であること、また、今後の資金調達については現時点での計画であり、関係機関の状況に左右される部分があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類及びその附属明細書に反映しておりません。

2. [重要な会計方針に関する注記]

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

i. 時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii. 時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) …… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数

建物	15年～31年
機械装置	7年～11年
工具、器具及び備品	2年～20年
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）	…… 定額法
(3) リース資産	…… 定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) リサイクル費用引当金

PCリサイクル制度に基づき、販売した家庭用パソコン回収時のリサイクル費用負担に備えるため、当該発生見込額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

3. [会計方針の変更に関する注記]

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社におけるたな卸資産の評価方法は、従来、主として総平均法による原価法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より主として移動平均法による原価法に変更しました。

この変更は製品ライフサイクルの短いデジタルライフ事業の拡大を受け、仕入価格の変動を適時に期間損益計算及びたな卸資産の評価に反映させることを目的としており、新たに導入した新基幹システムの本稼働を契機として行うものであります。

なお、当該変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

4. [表示方法の変更に関する注記]

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正)等の適用)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当事業年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

5. [貸借対照表に関する注記]

1. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	1,945 百万円
短期金銭債務	902 百万円

2. 有形固定資産減価償却累計額

270 百万円

3. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産

売掛金	114 百万円
たな卸資産	548 百万円

計 663 百万円

担保対応債務

短期借入金	2,910 百万円
1年内返済予定の長期借入金	62 百万円
長期借入金	107 百万円

計 3,079 百万円

(注) 上記のほか、ODSコミュニケーションサービス株式会社(以下、OCSとする)の建物及び附属設備、構築物、土地が上記借入金の担保に供されております。

なお、当社はOCSに対してその他投資資産274百万円を有しており、上記借入金の担保提供期間においては、当該資産は支払留保されることとなります。

4. 保証債務

被保証者	保証金額	保証債務の内容
オンキヨー&パイオニア株	2,929 百万円	仕入債務に対する保証
計	2,929 百万円	

5. 財務制限条項

当社の借入金には財務制限条項が付されており、いずれかの条項に抵触した場合、貸付人の請求により、契約上のすべての債務について期限の利益を失い、元本および利息を支払うこととなっております。

なお、財務制限条項の内容は、「連結計算書類、連結注記表、5.[連結貸借対照表に関する注記]、3.財務制限条項」に記載しております。

6. [損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

(1) 営業取引

売上高	4,938 百万円
仕入高	3,770 百万円
その他	959 百万円

(2) 営業取引以外の取引

受取利息及び配当金	264 百万円
支払利息	10 百万円
その他	0 百万円

7. [株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 407,605 株

8. [税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生の主な原因は繰越欠損金等であり、繰延税金資産の全額に対して評価性引当額を設定しております。

9. [関連当事者との取引に関する注記]

1. 法人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	オーエス・ホールディング㈱	(被所有) 14.99% (注)2	主要株主	資金の借入	800	短期借入金	800
				利息の支払 (注)1	15	未払費用	15

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。

2. 議決権の所有割合の計算には、EVOLUTION TECHNOLOGY, MEDIA AND TELECOMMUNICATIONS FUNDとの株券貸借契約に基づく貸株 9,000,000 株に対する議決権を含めております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	オンキヨーディベロップメント&マニュファクチャリング㈱ (注) 3	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付け	359	短期貸付金	-
				貸付金の返済	710		
				利息の受取 (注) 1・①	40	未収収益 (注) 1・⑨	-
				固定資産の譲受 (注) 1・⑩	703	未払金	35
				債権放棄 (注) 5	583	-	-
	オンキヨー&バイオニアマーケティングジャパン㈱	(所有) 直接 100%	資金の貸付	資金の貸付け	2,202	関係会社短期貸付金 (注) 1・⑨	2,586
				貸付金の返済	2,086		
				利息の受取 (注) 1・①	99	未収収益 (注) 1・⑨	-
	ODSコミュニケーションサービス㈱ (旧オンキヨー&バイオニアイノベーションズ)㈱ (注) 2, 4	(所有) 間接 100%	事業譲受	資金の貸付け	537	短期貸付金	192
				債権放棄 (注) 5	345	-	-
				譲受資産合計	150	未払金	-
				譲受負債合計	106		
	オンキヨー&バイオニア㈱	(所有) 直接 100%	役員兼任 資金の貸付 経営管理	譲受対価合計 (注) 1・②	43		
				資金の貸付け	7,216	関係会社短期貸付金 (注) 1・⑨	3,320
貸付金の返済				3,896			
利息の受取 (注) 1・①				121	未収収益 (注) 1・⑨	-	
経営指導料の収受 (注) 1・⑤				1,677			
業務受託料の収受 (注) 1・⑥	3,191	売掛金 (注) 1・⑧	1,074				
賃料、保険料等立替	131	立替金	131				

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Pioneer & Onkyo Europe GmbH	(所有) 直接 100%	管理業務の委託	業務委託料の支払 (注) 1-⑦	315	未払金	322
	Pioneer & Onkyo Marketing Asia Ltd.	(所有) 直接 96.34%	資金の借入	利息の支払 (注) 1-①	10	関係会社短期借入金	499
	Guangzhou Onkyo Acoustic Corporation	(所有) 直接 65.2% 間接 34.8%	OEM事業製品の製造	製品仕入 (注) 1-⑧	2,675	買掛金	317
				ロイヤリティ収入 (注) 1-③	116	売掛金 (注) 1-⑨	116
				決済代行に関する未収入金	137	未収入金	137
Minda Onkyo India Private Limited	(所有) 直接 50%	OEM事業製品の製造 役員の兼任	資金の貸付け 利息の受取	- 2	関係会社長期貸付金 未収収益 (注) 1-⑩	114 0	
関連会社	FLEXI ACOUSTICS SDN. BHD.	(所有) 間接 19.80%	OEM事業製品の製造	製品仕入 (注) 1-⑧	553	買掛金	115

上記の金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税を含んでおります。

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

①貸付金および借入金の利率については、市場金利等を勘案して取引価格を決定しております。

②事業譲受については、適正な帳簿価額に基づき取引価格を決定しております。

③ロイヤリティについては、両社が協議して決定した契約上の料率に基づき決定しております。

④出向料については、出向に関する契約に基づき、出向者に係る人件費相当額を立替しております。

また、出向料のほかに、本社からの出張応援費用の立替、輸送費の立替が含まれております。

⑤経営指導料については、業務内容および業績等を参考に交渉により取引価格を決定しております。

⑥業務受託料については、予算に基づき取引価格を決定しております。

⑦業務委託料については、実績に基づき取引価格を決定しております。

⑧製品仕入については、一般の取引と同様に取引価格を決定しております。

⑨子会社に対する債権について、貸倒引当金繰入額 1,379 百万円および貸倒引当金 3,731 百万円を計上しております。

⑩固定資産の譲受については、時価に基づき取引価格を決定しております。

2. オンキヨー&パイオニアイノベーションズ(株)は、2019年3月29日付でODSコミュニケーションサービス(株)に名称を変更しております。

3. 2019年3月29日付で、当社が保有するオンキョーディベロップメント&マニュファクチャリング(株)の株式を譲渡したことにより、関連当事者に該当しないこととなっております。このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の残高を記載しております。また、所有割合は株式譲渡直前の割合を記載しております。

4. オンキヨーディベロップメント&マニュファクチャリング(株)の100%子会社であるオンキヨー&パイオニアイノベーションズ(株)についても、2019年3月29日付のオンキヨーディベロップメント&マニュファクチャリング(株)の株式譲渡に伴い、関連当事者に該当しないこととなっております。

このため、取引金額には関連当事者であった期間の金額、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点の残高を記載しております。

また、所有割合は株式売却直前の割合を記載しております。

5. 債権放棄については、オンキヨーディベロップメント&マニュファクチャリング(株)及びオンキヨー&パイオニアイノベーションズ(株)の株式譲渡に先立ち、両社に対する貸付金について債権放棄を行っております。

10. [1 株当たり情報に関する注記]

1 株当たり純資産額	11 円 57 銭
1 株当たり当期純利益	0 円 88 銭

11. [重要な後発事象に関する注記]

「連結計算書類、連結注記表、10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。